

広島県告示第三百五十九号

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する災害見舞金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する災害見舞金支給要綱の一部を改正する告示

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する災害見舞金支給要綱（昭和四十五年広島県告示第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県立職業能力開発校等の訓練生及び学生に対する災害見舞金支給要綱

第一条中「第十四条第二項」を「第十六条第二項、広島県立技術短期大学校規則（平成二十年広島県規則第四十一号）第十五条第二項」に、「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に、「及び広島障害者職業能力開発校（以下「能力開発校」という。）の訓練生（以下「訓練生」を「、広島県立技術短期大学校及び広島障害者職業能力開発校（以下「能力開発校」という。）の訓練生及び学生（以下「訓練生等」に改める。

第二条第一項中「訓練生」を「訓練生等」に、「又は職業訓練の委託を受けた施設若しくは事業所（以下「能力開発校等」という）を「等（職業訓練の委託を受けた施設又は事業所を含む。以下この条において同じ）」に改め、同条第二項及び第三項中「訓練生」を「訓練生等」に改める。

第四条第一項中「通行途上」を「通校途上」に、「訓練生」を「訓練生等」に改め、同条第二項中「訓練生（」を「訓練生等（」に、「受給訓練生」を「受給訓練生等」に、「能力開発校」を「能力開発校等」に、「退校し」を「退校し、若しくは退学し」に、「当該訓練生」を「当該訓練生等」に改める。

第五条第一項中「訓練生」を「訓練生等」に改め、同条第二項中「第四十三条第一項」を「第六十三条第一項」に、「第四十三条ノ九第二項」を「第七十六条第二項」に改める。

第六条各号列記以外の部分中「訓練生」を「訓練生等」に改め、同条第一号中「イからホまで」を「イからハマまで」に、「訓練生」を「訓練生等」に改め、ロを削り、ハをロとし、ニを削り、ホをハとし、同条第二号及び第三号中「訓練生」を「訓練生等」に改める。

第七条第一項中「受給訓練生」を「受給訓練生等」に改め、同条第三項中「訓練生」を「訓練生等」に改める。

第八条第一項中「受給訓練生」を「受給訓練生等」に改め、同条第四項中「訓練生」を「訓練生等」に改める。

第九条第一項中「受給訓練生」を「受給訓練生等」に改める。

第十条第一項中「訓練生」を「訓練生等」に改める。

第十一条第一号中「訓練生」を「訓練生等」に改め、同条第二号中「訓練生」を「訓練生

等」に改め、「(大正十一年法律第七十号)」を削る。

第十二条第一項中「能力開発校」を「能力開発校等」に改める。

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中

所属能力開発校	名	災害を受けた訓練生の氏名	を
---------	---	--------------	---

所属能力開発校等の名称	災害を受けた訓練生の氏名	に改める。
-------------	--------------	-------

別記様式第五号中	所属能力開発校	名	災害を受けた訓練生の氏名	を
----------	---------	---	--------------	---

所属能力開発校等の名称	災害を受けた訓練生の氏名	に改め、「及び訓練生」を
-------------	--------------	--------------

「及び訓練生等」に改める。

別記様式第六号中	訓練生の氏名	科(養成・能開)	を
----------	--------	----------	---

訓練生の氏名	科	明大昭	年	月	日	を
--------	---	-----	---	---	---	---

年	月	日	を
---	---	---	---

「能力開発校長」や「校長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。